

社会福祉法人 千歳福祉会
小規模生活単位型指定介護老人福祉施設
やまとの里 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千歳福祉会が開設する小規模生活単位型指定介護老人福祉施設やまとの里（以下「施設」という。）が行う小規模生活単位型指定介護老人福祉施設（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定介護（以下「介護サービス」という。）の提供に当たる従事者（以下「職員」という。）が利用者に対し適正なサービスを提供することを目的とする。

(事業の方針)

- 第2条** 事業は施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、要介護状態となった利用者に対して、入居前の居宅における生活と入居中の生活が連続したものとなるように配慮しながら、日常生活上の支援、機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立的日常生活を営むことができるよう事業を行なうものとする。
- 2 事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供できるようにするものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービスを提供する関係者との綿密な連携を図るものとする。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホームやまとの里
- (2) 所在地 千歳市大和4丁目2番1号

(職員の職種・員数及び職務内容)

第4条 利用の実績に応じ次の職員を配置する。但し、職種によってはやまとの里短期入所生活介護事業の職員と兼務することができる。

- (1) 施設長 1名
施設長は事業所の職員の管理、及び利用者の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従事者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 1名（非常勤）
入所者の診療と健康管理及び保健衛生の指導に関すること。
- (3) 生活相談員 1名以上（常勤）
生活相談員は、利用者及び家族の相談や利用計画、日程プログラム等のサービス調整を行う。
- (4) 機能訓練指導員 1名以上（看護師兼務）
機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営む為に必要な機能を改善し、又はその悪化

を防止するための訓練を行う。

- (5) 看護師・准看護師 2名以上（常勤、常勤換算）
看護職員は、利用者の健康管理、医療との連携支援を行う。
- (6) 介護職員 20名以上（常勤換算）
介護職員は、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、日常生活の支援を行う。
- (7) 介護支援専門員 1名以上（常勤）
介護支援専門員は、利用者の施設利用等支援の提供に係る計画作成等を行う。
- (8) 管理栄養士 1名以上（常勤）
管理栄養士は、利用者の栄養相談・栄養指導を行い、食事献立、調理指導を行う。
- (9) 夜間勤務員 4名

（利用定員）

第5条 事業所の定員は50名とする。

（ユニットの数及びユニットごとの入居室員）

第6条 各ユニット1室定員1名、10室とし（ショートステイ含む）6ユニットとする。

（利用者へのサービス提供内容）

第7条 事業のサービス内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、清拭による清潔の保持
- (2) 排泄の自立支援
- (3) 離床、着替え、整容その他日常生活上の支援
- (4) 食事の提供及び自立支援
- (5) 生活動作の改善又は維持のための機能訓練
- (6) 健康管理および栄養管理
- (7) 家族に対する相談、援助
- (8) その他リクリエーション、行事等サービスの提供
- (9) 栄養管理
- (10) 口腔衛生の管理

（利用料及びその他の費用、減免措置）

第8条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該指定介護老人福祉施設が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用を受けるものとする。

- (1) 居住費は、1日2,066円とする。ただし、別紙のとおりとする。
- (2) 食費は、1日1,545円とする。ただし、別紙のとおりとする。
- (3) 外食など利用者が選定する特別な食事、理美容代、その他法定代理受領サービス以外の費用は、実費とする。
- (4) 前各号の掲げるものの他、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、利用者に負担させること

が適当と認められる費用は、実費とする。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明を行い、その同意を得なければならない。
- 4 居住費については、償却資産の耐用年数等の合理的な基準や過去の実績を基礎として算定したが、算定当時に想定していなかった事情により新たな費用が発生した時は、当該費用を基礎として、居住費の額を変更することがある。その場合も前項と同様の手続きをとらなければならない。
- 5 低所得者等に対する減免措置については関係法令及び通達に従うものとし、法人独自の減免措置については、関係法令及び通達の範囲内で理事会において別途定めるものとする。

(協力病院)

第9条 当指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力病院及び、協力歯科医療機関を定めるものとする。

- 2 職員は利用者に緊急事態が生じたときは、直ちに管理者に報告するとともに、主治医或いは協力医療機関に連絡し、医師の指示に従う。なお、その間必要に応じて適切な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第10条 非常災害に適切に対処するために別に定める防火管理規程に基づき災害防止と利用者の安全確保に努めるものとする。訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第11条 当指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備若しくは飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。更に、施設において感染症が発生し又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- (5) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第12条 当指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、入所者の家族や市町村に連絡を行うこととする。

- 2 当指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととする。

- 3 事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行う。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

(虐待防止に関する事項)

第13条 当指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

(身体拘束)

第14条 当指定介護老人福祉施設は、入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

- 2 当指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

(業務継続計画の策定等)

第15条 当指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理等)

第16条 当指定介護老人福祉施設は、第7条に基づいて提供したサービスに関する入所者か

らの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じることとする。

- 2 当指定介護老人福祉施設は、第7条に基づいて提供したサービスに関し、介護保険法第23条の程定に基づいて市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め、又は、当該市町村の職員から質問若しくは照会があった場合は、これに応ずるとともに、当該市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。
- 3 当指定介護老人福祉施設は、第7条に基づいて提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会（国保連）が行う介護保険法第176条第1項第三号の規程に基づく調査に協力するとともに、国保連から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って改善を行うこととする。

（施設の利用にあたっての留意事項）

第17条 利用者は、利用に当たって次の事項を守らなければならない。

- （1） 決められた場所以外での喫煙はしてはいけない。
- （2） 職員、または他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような行為をしてはならない。
- （3） 感染症等の罹患者は、事前のサービス提供事業者に知らせなければならない。

（その他運営に関する留意事項）

第18条 事業者は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員の雇用契約の内容とする。
- 3 当指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人千歳福祉会と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成16年5月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成26年6月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成28年11月1日から施行する。
- 6 この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- 7 この規程は、令和3年8月1日から施行する。
- 8 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 9 この規程は、令和6年8月1日から施行する。
- 10 この規程は、令和8年8月1日から施行する。
- 11 この規程は、令和8年8月18日から施行する。

別 紙

(単位：円／日)

利 用 者 負 担 段 階	滞 在 費	食 費
第 1 段 階	8 8 0	3 0 0
第 2 段 階	8 8 0	3 9 0
第 3 段 階 ①	1, 3 7 0	6 8 0
第 3 段 階 ②	1, 4 7 0	1, 4 2 0
第 4 段 階	2, 0 6 6	1, 5 4 5